

令和3年（2021年）8月27日

利用者の皆様へ

国立曽爾青少年自然の家 食堂責任者

## 食堂食等のキャンセルの取扱いについて

平素は当食堂をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、食堂ご利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、下記のように取り決めさせていただきましたのでご案内申し上げます。

内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 食堂食については、1週間前（入所日の7日前）の午前10時までにキャンセルのご連絡がない場合のキャンセルにつきましては、キャンセル料として『ご予約いただいた食堂食に係る料金の全額の80%』を徴収させていただきます。
- 弁当・野外炊事については、これまで通り、1週間前（入所日の7日前）の午前10時までにキャンセルのご連絡がない場合は、料金の100%を徴収させていただきます。なお、特別食については、早めに発注をしている場合もありますので、食堂にご相談ください。
- 日程変更や日程短縮（例：1泊2日→日帰り）に伴う食堂食・弁当・野外炊事の注文キャンセルについても、キャンセル料の徴収対象となりますので、ご了承ください。
- 食堂食に関する新たなキャンセル料の取扱いは、令和3年（2021年）8月28日（土曜日）から適用させていただきます。
- 以下の場合におきましては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。
  - (1) ご利用者様のお住いの地域において、緊急事態宣言やまん延防止措置がご利用日の1週間前の午前10時を経過した後に発令された場合。
  - (2) 天災等、ご利用者様に責任のないこと（不可抗力）を理由としてのキャンセルの場合。  
ただし、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルは、(1)、(2)の場合を除き、キャンセル料のご負担が発生します。

その他、ご不明な点やご質問がございましたら、下記の連絡先までお願いいたします。

連絡先 0745-96-2105 国立曽爾青少年自然の家 食堂責任者